

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）

日時：令和2年5月1日（金）16:00～

場所：第1委員会室

1 開会

2 議題

（1）国・県・市の対応状況（こども保健部）

【別添資料1】

（2）学校等の今後の対応について（教育委員会・こども保健部）

- ・小中学校
- ・幼稚園・保育園等
- ・放課後児童クラブ

（3）公共施設の休館等について

【別添資料2】

（4）報告事項

- ①特別定額給付金について（総務部）
- ②子育て世帯への臨時特別給付金について（こども保健部）
- ③総合相談窓口の状況（こども保健部）
- ④津山圏域クリーンセンターのごみの受入れ停止について（環境福祉部）
- ⑤セーフティネット保証等相談窓口の連休期間中の開設について（産業文化部）

（5）その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	粟野 道夫	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
津山中央病院 総合内科・感染症内科医長	藤田 浩二	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1)国・県・市の対応状況

①国の対応状況（4月17日以降）

- ・ 4/20 濃厚接触者の定義変更
(感染した人が発症する2日前から1メートル程度の距離でマスクをせずに15分以上会話するなどの接触があれば濃厚接触となる)
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について閣議決定
- ・ 4/22 第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の公表
※別添資料1を参照
第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・ 4/24 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・ 4/27 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・ 5/1 第12回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

②県の対応状況（4月17日以降）

- ・ 4/17 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内18例目 20代女性）
- ・ 4/19 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内19例目 年代・性別非公表）
- ・ 4/20 「新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部」「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」の設置
医療従事者の皆様に向けた知事メッセージを公表
- ・ 4/21 岡山県感染症対策委員会の開催
⇒PCR検査の態勢強化に向けて県内数カ所に「検体採取・検査センター」（仮称）を設置する方針を公表
- ・ 4/24 第15回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒「パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い」「岡山県知事緊急メッセージ」の発表
岡山県の「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」について24時間対応となる
岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内20例目 60代女性）
津山市在住の患者確認・公表（岡山県内21例目 50代女性）
- ・ 4/26 津山市在住の患者確認・公表（岡山県内22例目 50代男性）
(県内21例目の濃厚接触者として、PCR検査を実施し、陽性と判明)
- ・ 4/27 岡山県内22例目（津山市内2例目）の濃厚接触者について、PCR検査を実施、3名とも陰性と公表
- ・ 4/28 第16回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒県立学校における臨時休業の期間を5/31まで延長
- ・ 4/29 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内23例目 60代）
- ・ 5/1 PCR検査体制の強化を目的とし、屋外検体採取センターの開設
⇒岡山市内1か所（場所は非公表）、今後県内数か所で開設予定

③市の対応状況（4月17日以降）

- ・ 4/17 「第7回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
⇒休校・休園、感染症拡大防止、公共施設の運用、イベント・総会等の中止・延期などについて協議
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市長メッセージの発表
- ・ 4/20 「津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口」の設置
市内74の公共施設（指定管理者制度導入施設除く）について、5月11日まで休館
市立小・中学校、市立幼稚園について、5/8まで休校・休園
新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる「市長メッセージ」を津山市公式 YouTube で動画配信
防災行政無線による市長メッセージの発信
- ・ 4/24 正午に、医療・介護関係者や物流など、社会インフラの維持のために働く人たちに感謝の気持ちを伝える、「フライデーオーバーション」を実施
4/24から4/30まで、特別定額給付金事業において、配偶者からの暴力を理由に避難している方の申し出の手続き開始
津山市で初の感染者確認（岡山県内21例目 50代女性）に伴い、市長記者会見
- ・ 4/25～ 津山市内での発生に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口」について、開設時間の延長、対応職員の増員
広報車による広報活動を開始
- ・ 4/26 「第8回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
津山市内2例目の感染者確認に伴い開催（岡山県内22例目 50代男性：県内21例目の濃厚接触者として、PCR検査を実施し、陽性と判明）
⇒各部署の対応状況について確認、各種手続き等の郵送利用を勧め、窓口混雑の緩和を呼びかけ
- ・ 4/27 津山市内での発生を受け、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市長メッセージの発表
水道局において、水の安定した供給が継続できるよう、技術系職員の就業場所を分散配置
津山市内2例目（岡山県内22例目 50代男性）の感染者の濃厚接触者、3名のPCR検査を実施し、3名とも陰性と判明
- ・ 4/28 市役所本庁舎へ注意喚起の懸垂幕を設置、感染拡大防止啓発ポスターの掲示
- ・ 5/1 特別定額給付金準備室の設置
「第9回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
- ・ 5/2（予定）新型コロナウイルス感染拡大防止啓発チラシ新聞折り込み

○随時、情報の更新（HP、LINE等）

- ・ こけないからだ体操、新型コロナウイルス感染症対策研修会の動画配信
- ・ 5/1～ラジオ体操を防災行政無線、FMつやまで放送予定（1日2回）
- ・ イベントの中止・延期情報、公共施設の休館・休業情報等

(2) 学校等の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

令和2年5月1日

津山市教育委員会

1 今後の方針について

令和2年5月9日(土)から令和2年5月31日(日)まで、臨時休業を延長する。ただし、周辺の感染状況等を見極め、期間の短縮も検討する。

2 臨時休業延長の理由について

- (1) 本市においても感染者が確認され、未だ感染経路が不明であり、今後の感染拡大が懸念されること。
- (2) 全国的な感染拡大が収束していないと考えられ、大型連休後一定期間、状況を見極める必要があること。
- (3) 児童生徒の健康、安全を第一とし、感染者を出さない対策を徹底しなければならないこと。

3 臨時休業延長の留意事項について

(1) 家庭学習

年間の学習内容を見通し、教科書及び教科書併用教材等に基づく家庭学習を課す。また、学習計画表を活用し、計画的に学習を進められるよう指導する。

(2) 学習状況及び心身の健康状態の把握

臨時休業中、最低週1回、登校日を設定するか、家庭訪問、電話連絡等を実施し、児童生徒の学習状況や、心身の健康状態の把握を行う。なお、登校日に際しては、分散登校、時差登校等、3密を避けるための工夫を行う。また、分散登校、時差登校等に伴う児童生徒の登下校の安全を確保するため、保護者、地域見守り隊等へ協力を要請する。

学習については、学校再開後に習熟度の確認を行い、必要に応じて、補充学習等の措置を講じる。

(3) 家庭での生活(外出の自粛、規則正しい生活の励行)

不要不急の外出の自粛の徹底を児童生徒、保護者に働きかける。

また、ゲーム、スマートフォン等の長時間利用による生活習慣の乱れや昼夜逆転について注意喚起する。

4 期間中の教職員の服務について

職場における3密を避けるため、在宅勤務や時差出勤、休暇の取得を奨励する。

5 その他

- (1) 今後、8月までに計画している市教委主催行事、学校行事等を、原則として中止もしくは延期する。
- (2) 今後の授業時数確保の観点から、夏季休業期間の短縮を検討する。
- (3) 今年度の水泳指導は、3密を避けることや、健康診断が未実施であること等により全校実施しないこととする。
- (4) 臨時休業期間中、校区の放課後児童クラブから要請があった場合は、スクールヘルパーを派遣する他、運動場、体育館等の学校施設の使用を認める。

(2) 学校等の今後の対応について

令和2年5月1日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 市立幼稚園と市内保育園（所）・認定こども園における対応について

全都道府県に緊急事態宣言が出され、未だ新型コロナウイルス感染症の拡大が解消されず、本市においても感染者が確認され、未だ感染経路が不明であること等、深刻な状況が続いていることから、子どもの健康と安全を第一とし、市立幼稚園、市内保育園（所）・認定こども園について、以下のとおりの対応とします。

○市立幼稚園の臨時休園の延長について

1 臨時休園期間の延長

令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの期間、臨時休園を延長する。
ただし、周辺の感染状況等を見極め、期間の短縮も検討する。

2 臨時休園を延長とする幼稚園

①津山市立つやま西幼稚園（津山市二宮 1982-2）

②津山市立つやま東幼稚園（津山市高野本郷 1270-1）

3 幼稚園再開日等の情報について

原則として園から保護者へ連絡。市のホームページにおいても、随時情報を更新予定。

4 臨時休園中の預かり保育について

預かり保育の提供を、引き続き縮小して長期休業中（午前8時30分～午後5時30分）と同様に実施する。

預かり保育の対象は、保護者が医療従事者、社会の機能を維持するために就業を維持することが必要である者やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者など保育の必要性のある方等の子どもとする。

○市内保育園（所）・認定こども園について

1 登園自粛期間の延長について

園は開園としますが、家庭保育が可能な場合は、引き続き、令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの期間、子どもの登園自粛を要請します。

2 登園自粛要請期間の保育料について

登園自粛要請期間（令和2年4月20日から5月31日まで）は、1日単位で日割り計算とします。

保育料については、一旦納付していただいたあと、登園を自粛された日数により還付します。

(担当課) 津山市こども保健部こども保育課

Tel 0868-32-7028

(2) 学校等の今後の対応について

こども保健部

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症への対応について

「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大され、さらに、津山市内において新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、小学校の状況を踏まえ、本市の放課後児童クラブについて、次のとおりの対応とします。

記

- 1 対応期間 令和2年5月9日（土）から令和2年5月31日（日）まで

- 2 対応内容
 - ① 全国の感染拡大の状況や津山市内の感染状況から、児童等の間での感染拡大リスクを考慮し、規模を縮小した開所をお願いする。

 - ② 利用にあたっては、小学校低学年の子どもや、保護者が医療従事者やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など保育の必要性のある方を対象とする。

 - ③ 規模を縮小した開所の場合においても、開設時間を短縮するなど可能な限り柔軟な対応とする。

(3) 公共施設の休館等について

今後の感染拡大防止に向けて、現在休館等している公共施設について、下記のとおり期間を延長するもの。

○現在の休館期間：4月18日(土)～5月11日(月)

○休館期間の延長：5月31日(日)まで

※ただし、周辺の感染状況等を見極め、期間の短縮も検討する。

【現在】

○休館施設：101施設（内：指定管理者制度導入施設 27施設）

○一部開館施設：1施設（内：指定管理者制度導入施設 1施設）

○開館施設：21施設（内：指定管理者制度導入施設 9施設）

【延長後】

○休館施設：98施設（内：指定管理者制度導入施設 24施設）

○一部開館施設：4施設（内：指定管理者制度導入施設 4施設）

○開館施設：21施設（内：指定管理者制度導入施設 9施設）

(4) 報告事項①

特別定額給付金準備室の設置について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として行われる特別定額給付金事業を実施するにあたり、迅速な給付を行うべく準備を開始するため、下記のとおり準備室を新設するもの。

記

- 1 組織名称 特別定額給付金準備室（環境福祉部に設置）
- 2 設置時期 令和2年5月1日
- 3 設置場所 本庁舎2階 202会議室
※既設の「新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口」に併設
- 4 人員体制 17名（兼務職員のみで構成）
- 5 事業概要
 - (1) 給付対象者 令和2年4月27日において津山市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 給付額 給付対象者1人につき10万円
 - (3) 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主
 - (4) 申請及び給付の方法
感染拡大防止の観点から、受給権者に対して申請書を郵送することとし、申請方法は、
 - ①申請書類の郵送
 - ②マイナンバーカードを活用したオンライン申請 を基本とする。※給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込とする。
- 6 その他
市議会において関連予算が議決され次第、当準備室を「(仮称) 特別定額給付金事業推進室（東庁舎1階 E101会議室に設置）」に移行し、給付事務を開始する予定

子育て世帯への臨時特別給付金について

① 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

② 実施主体

津山市（令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区も含む））

③ 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

- ※ 令和2年3月31日までに出生した児童を含む
- ※ 令和2年4月1日で新高校1年生となった児童を含む
- ※ 平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）は対象となりません。

④ 申請

- ・公務員は申請が必要（令和2年6月1日から令和2年9月30日予定）
- ・児童手当受給者については、市が把握している登録口座へ支給するため、申請不要

⑤ 支給（予定）日

令和2年7月10日（金）

※ 公務員については、令和2年8月7日（金）

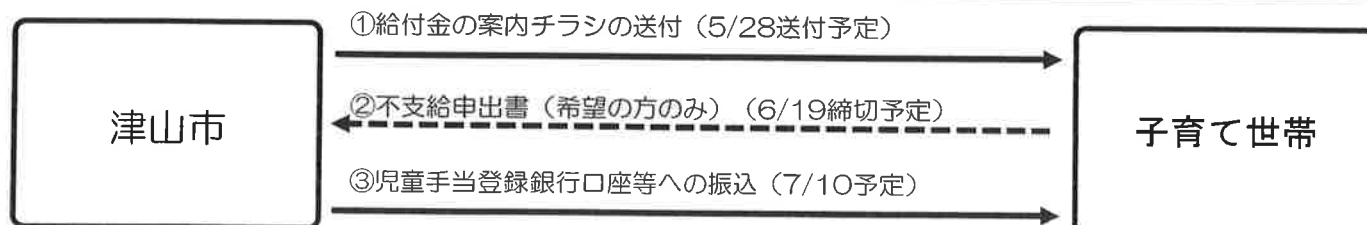
⑥ 給付額

対象児童一人につき10,000円（※支給対象者 約13,500名）

⑦ 事業費

給付金額 約135,000千円（全額国庫負担 10/10）

⑧ 事業スキーム



※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。

(4) 報告事項③

R2.5.1 こども保健部

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口 実施状況

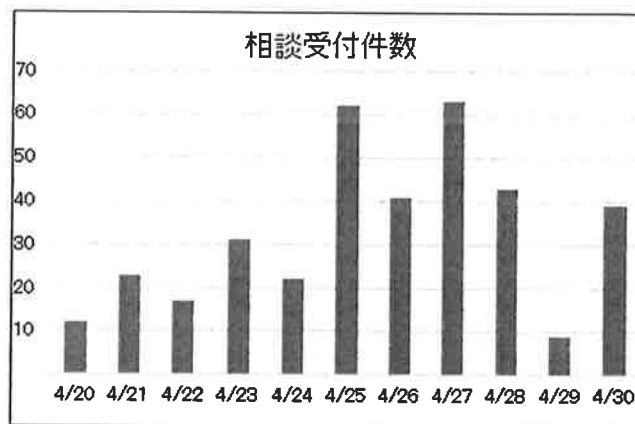
(令和2年4月20日から30日までの11日間)

相談合計

362件(1日平均 32.9件)

主な相談内容

- ①給付金関係 92件
- ②感染不安 79件
- ③その他 61件



4月24日(感染確認前)までの5日間と25日(感染確認後)以降6日間の相談内容の比較

	4月24日以前	4月25日以降	合計
相談内容			
1 感染不安	15	64	79
2 受診相談	4	15	19
3 イベント等	5	4	9
4 資機材(マスク・消毒液・ティッシュ他)	5	6	11
5 風評・偏見等		19	19
6 対応・予防(消毒配置や普及啓発、市・国・県の対応)	8	13	21
7(健康に関する事)その他	1	6	7
8 学校に関する事	1	3	4
9 幼稚園・保育園	1	3	4
10 事業者向け対応	11	11	22
11 産業支援センター	6	3	9
12 納税関係	3	1	4
13 悪質商法		1	1
14 給付金関係	34	58	92
15 その他	11	50	61
合計	105	257	362

※24日(感染確認前)以前は給付金関係の相談が多く、25日(感染確認後)以降は感染不安と給付金に関するものが多い結果となっている。

津山圏域クリーンセンター 個人が直接持込むごみの受入れ停止について

環境福祉部

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、津山圏域クリーンセンターに個人が直接持込むごみ（可燃、不燃、粗大、資源物など）の受入れを下記のとおり停止します。

○期間 令和2年5月2日（土）から令和2年5月6日（水）まで

家庭ごみの収集は通常どおり実施します。
地域の収集場所をご利用ください。

感染を防ぐごみの捨て方

感染防止対策として、マスクやティッシュなどのごみを捨てる時は、次のことを心がけましょう。

- ごみに直接触れない
- ごみ袋はしっかりしばって封をする
- ごみを捨てた後は手を洗う

令和2年5月1日
産業文化部
商業・交通政策課

セーフティネット保証等相談窓口の連休期間中の開設について

岡山県が創設した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱が令和2年5月1日から開始されるのを受けて、融資申込に必要なセーフティネット保証等の認定手続を円滑に進めていくため、下記のとおり、連休期間中（5月2日～6日）の相談窓口を臨時に開設いたします。

記

開設期間：令和2年5月2日～5月6日（開設時間は午前9時～午後4時）

開設場所：津山市役所東庁舎2階 商業・交通政策課内

相談体制：原則電話での相談（東庁舎来庁の場合は予約制）

取扱業務：中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証4号、5号）及び第2条第6項（危機関連保証）の認定相談

【問合せ先】

津山市役所産業文化部

商業・交通政策課

担当：平田・久川

電話：0868-32-2081

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）の概要

1 現在の状況

- 4月1日の状況分析・提言で、都市部を中心にクラスター感染が次々と生じるなど患者が急増。医療供給体制が逼迫しつつある地域があること、継続的に注視すべき状況にあること等を指摘。
- 4月7日に、東京都、大阪府等の7都府県に緊急事態宣言。4月16日に、北海道、愛知県等の6道府県を加え、特定警戒都道府県に。その他、34県を含め、全国に緊急事態宣言。
- 前回提言から3週間が経過したことも踏まえ、最新の状況分析、提言を行う。

2 提言

- 現在のデータ（人流）からは、8割の接触削減の目標が達成されている、とは言えない。
- 既に大変な努力をいただいているが、一層の努力と工夫が必要。
⇒人との接触を8割減らす、10のポイント
- ハイリスクの場や地域間移動を伴うようなイベント等は、
自粛要請を継続する可能性もあることを、想定しておく必要
- 3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩み、都道府県をまたいだ帰省や旅行により人の流れが生じ、感染が拡大したと考えられる。
ゴールデンウィークに、こういった帰省や旅行による人の移動により、全国に感染が拡がるのが強く懸念。
(帰省は、遠距離の人の移動と重症化するリスクの高い高齢者との接触が重なる。)
- 医療機関等で、大規模な院内感染事例が発生し、医療従事者等に対する偏見や差別が拡大。偏見や差別は、絶対にあってはならない。

3 医療提供体制・PCR検査体制・保健所支援の強化

都道府県知事等による更なるリーダーシップの下、対策を推進。

- 1) 医療機関の役割分担の促進
- 2) PCR等検査の実施体制の強化
- 3) 保健所体制の強化、業務の効率化
- 4) 感染状況の共有（都道府県一保健所設置市・特別区）
- 5) 搬送体制の整備（消防を所管する市町村長や民間事業者の協力）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 **【抜粋】**
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月22日)

Ⅲ. 提言

1. 行動変容の徹底について

(1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割削減

○ これまでに、人の移動は大きく減少したが、必要とされる人と人との8割の接触の削減が達成できたかどうかは現段階では確認できていない。確実に8割の接触削減をするためには、社会機能の維持に必須とされる者以外の労働者は、テレワークやシフトの変更等を徹底することを通じて、より一層の努力をいただきたい。また、今後の感染状況の拡大に応じて、更なる対応の可能性について取り得る選択肢の検討も必要である。

(2) 接触の削減やテレワーク等をめぐる対応

○ まん延の拡大防止に向け、確実に、人と人との接触機会が8割程度低減されなければならない。このため、引き続き、不要不急の外出の自粛や、「3つの密」を避けるための取組の徹底等について、市民の皆様にご協力を求めていることが不可欠である。また官公庁においても、職務に支障を来さぬよう、テレワークやオンライン会議等の実施に努めるとともに、必要なシステム変更や、予算配分等に努めるべきである。

○ 高齢者への感染は重症化リスクが高いことに鑑み、高齢者との接触の際には細心の注意や対策を行うこと、また、高齢者自身も感染しないように気をつけていくことが重要である。市民の皆様にご心がけていただきたいことは、

- ①手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の徹底
- ②「3つの密」の徹底的な回避（人混みや近距離での会話、多数の者が集まる室内で大声を出すことや歌を避ける等）
- ③さらに、人と人との距離をとること（social distancing；社会的距離の確保、最近では physical distancing：身体的距離の確保とされるように言われており、以下「身体的距離の確保」という。）
- ④不要不急の外出の自粛（特に、日本国内における地域を超えた不要不急の移動の自粛）など、これまでも繰り返し伝えてきた基本的行動の徹底が基本である。これらの取組によって、ご自身への感染を防ぐとともに、大切な家族・友人・同僚や地域で生活する隣人・市民への感染拡大を防ぐことができる。市民の皆様には、引き続き、日常生活におけるもう一段のご協力を強くお願いしたい。

合わせて、当分の間は、緊急性を要する場合を除き、医療施設や福祉施設における面会、帰省などで高齢の両親、祖父母と接することを控えることをお願いしたい。

○ 加えて、人と人の接触機会を8割削減していくためには、それぞれの職場においても、

- ① オフィスでの仕事は原則として自宅でテレワークにする、
- ② 例外的に出勤が必要となる職場でもローテーションを組むこと等により出勤者の数を最低7割は減らす、
- ③ 出勤する者については時差通勤を行い、社内でも人と人の距離を十分にとること（身体的距離の確保）、
- ④ 取引先などの関係者に対してもこうした取組を説明し、理解・協力求める
- ⑤ 他方で、これらの努力を行った上でも、医療・物流・社会インフラ等現場で出勤を要する業務がある。その分、それ以外の業務における出勤を大きく減少させる必要がある。社会を維持するために出勤せざる得ない人と自宅勤務が可能な人との間で分断を招くことのないよう、社会的な理解を深めていく、といった取組を進めてく必要がある。

○ さらに、このような出勤が避けられない職場においては、常に「3つの密」が同時に重なる場を避けるとともに、人と人の距離をとることを意識した上で、職場や職務の実態に応じて、

- ① 換気の徹底
 - ② 接触感染防止（電話・パソコン等の共有をできる限り回避、こまめに消毒等）
 - ③ 飛沫感染の防止（会議のオンライン化、咳エチケットの徹底、対人距離の確保（2 m以上）等）
 - ④ 風邪症状を有する者の出勤免除、安心して休暇を取得できる体制の整備
- といった取組を着実に定着させていく必要がある。なお、雇用主においては、感染の疑いがあると判断される特段の理由があるわけではないような従業員に対し、PCR 検査の結果を提出させることは適切でない。

○ これらの8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人の距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのような行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべきである。（参考資料1参照）

○ 外出自粛によってこれまでより人が増加する場（公園やスーパーや商店街な

ど)において、管理者や事業者は感染リスクを評価し、リスクに応じた対策を行う。

- ・ 共通する対策としては、体調不良時の利用の控えと基本的な衛生習慣（こまめな手洗い、会話時の距離の確保、密集にならないように人が多い時間を避ける）の実践である。

- ・ 公園は、一律に閉鎖するのではなく、地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策についての利用者への協力を呼びかけることにより継続して利用ができることが望ましい。

- ・ 事業者はそれぞれの業界団体において事業の性質に基づいた感染リスクを評価し、対策を検討することが求められる。例としてスーパー、商店街の事業者が考慮すべき感染対策としては入店前後の手指衛生、人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、レジなどの行列位置の指定、混雑時の入場制限、一方通行の誘導、パーティションを対面の場所に設置するなどがある。

○ 事業者は、体調不良のある社員などに新型コロナウイルスの検査や陰性を証明する書類を求めることは避けるべきである。医療機関が陰性の証明を提供できる体制にないことや、陰性であっても、体調不良があれば感染している可能性は否定できない。体調不良があれば、休暇がとれるように配慮すること、また症状が継続するようなら受診して加療させる。

○ なお、外出自粛要請等を受けて臨時休業となる学校が増えており、子供たちが家庭で学べる環境づくりが重要となる。政府は、子供たちが、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習など ICT 等を活用した家庭学習が行えるようにするとともに、最大限の感染拡大防止措置を講じた上で、学校等における学習指導の模索や学習状況の把握に努める必要がある。

(3) ゴールデンウィーク中の対応について

○ ゴールデンウィークにおいては、伝播が地理的に拡大している状況を鑑み、都道府県境をまたぐか否かに関わらず、人混みに出掛けて自らを接触のリスクに曝してしまう機会を厳に慎むこと求めたい。3月の三連休において、感染が拡大したと考えられることを踏まえ、不要不急の旅行、観光による感染拡大を防ぐため市民・宿泊事業者がともに協力して取り組むことが必要である。流行の制御のために、各人が自宅で過ごし、食料品の買い物等のみを、空いている時間帯に一人あるいは必要最小限の家族等のみで出掛ける、という状況を達成するのにご協力いただきたい。

○ 特に、帰省などは、遠距離の人の移動と重症化するリスクの高い高齢者との接触が重なることから、重点的にメッセージを発出すべきである。

(4) 偏見と差別の解消に向けて

○ 感染症に対する偏見や差別、特に、医療・福祉従事者をはじめとする社会のために働く方々に対する偏見や差別は、絶対あってはならない。全ての市民に対して、早急に感染症や感染予防に関する知識を提供する必要がある。

○ 市民に対して、偏見や差別を防止するための啓発を進めることが必要である。本感染症に対する偏見や差別の解消に向け、

- ・ 誰もが感染しうる感染症だという事実
- ・ 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実
- ・ 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるといった負のスパイラル
- ・ 医療従事者をはじめとして本感染症への感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意

といった事柄について、市民に啓発する活動を展開することが求められる。

○ 法務省や地方公共団体では、本感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けている。相談窓口についての周知をよりいっそう強化し、利用を促すべきである。

2. 医療提供体制の今後の在り方

(1) 医療機関の役割分担、病床・宿泊療養施設の確保

○ まず、何よりも、重症者・中等症者に対する病床を確保するために、現在、東京都、神奈川県、大阪府など一部の都道府県でしか定めていない、これらの患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を、全都道府県で速やかに設定すべきである。

○ 特に、病床数が逼迫している都道府県については、必要に応じ医療機関に対し不要不急の受診や予定入院・予定手術の延期の要請を行うなど空床確保に努めるべきである。また、重症者・中等症者の増大に伴い、入院施設が逼迫している都道府県においては、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定められている「臨時の医療施設」の枠組みを用いることも視野に入れ、早急な対応を講ずるべきである。

○ さらに、無症候例・軽症例の自宅療養には様々な困難が予想される場合も多

いので、療養先となるホテルなどの施設の確保と具体的な準備を、まだ感染者がそれほど多くない都道府県も含め、迅速に行う必要がある。また、症状が改善した無症候例・軽症例について、病床の確保状況等を踏まえ、自宅や施設における療養への移行を強く求める必要がある。

○ こうした医療機関の役割分担の確立にあわせて、各都道府県の受入れ本部において、新型コロナウイルス感染症の患者を診察する医療機関に対する支援や患者の移送、受入れ調整、空き病床の見える化などを行うために、災害医療コーディネーター、DMAT等の災害時の対応に精通した医師を地域の実情に応じて配置するなど、スムーズな移送調整を行える体制を整備すべきである。

(2) PCR等検査体制の拡充について

○ 都道府県等は、地域の医師会等と連携して帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注や委託の推進により、できる限り保健所の負担を縮小化できるよう工夫する。また、政府及び都道府県等は、検体の送付先として、民間検査機関の更なる活用を推進する。

○ PCR等検査対象者については、重症化リスクの高い人（肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また、高齢者、基礎疾患のある方）は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談という旨を市民に周知すること。

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

<p>1 ビデオ通話で オンライン帰省</p> 	<p>2 スーパーは1人 または少人数で すいている時間に</p> 	<p>3 ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ</p> 
<p>4 待てる買い物物は 通販で</p> 	<p>5 飲み会は オンラインで</p> 	<p>6 診療は遠隔診療</p>  <p>定期受診は間隔を調整</p>
<p>7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用</p> 	<p>8 飲食は 持ち帰り、 宅配も</p> 	<p>9 仕事は在宅勤務</p>  <p>通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p>
<p>10 会話は マスクをつけて</p> 	<p>3つの密を 避けましょう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面 	
<p>手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理 も、同様に重要です。</p>		

(3) 公共施設の休館等について

別添資料2

	4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の状況			5月12日(火)～5月31日(日)の開館・休館の状況			担当部	担当課	優先
	開館	休館	備考	開館	休館	備考			
1	○			○			総務部	財産活用課	32-2021
2	○			○			総務部	財産活用課	32-2021
3	○			○			地域振興部	地域づくり推進室	32-2032
4	○			○			総務部	財産活用課	32-2021
5	○			○			環境福祉部	環境生活課	32-2055
6	○		相談業務は実施	○		相談業務は実施	総務部	人権啓発課	31-0088
7	○			○			水道局	経営企画室	32-2110
8	○			○			水道局	経営企画室	32-2110
9	○		農産物直売所	○			農林部	ビジネス農林業推進室	32-2178
10	○		農産物直売所	○			農林部	ビジネス農林業推進室	32-2178
11		○					こども保健部	子育て推進課	32-2179
12		○					こども保健部	子育て推進課	32-2179
13		○					こども保健部	子育て推進課	32-2179
14		○				電話相談は実施	こども保健部	子育て推進課	32-2179

	4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の状況				5月12日(火)～5月31日(日)の開館・休館の方針				担当課	連絡先
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考		
15			4月20日(月)から5月8日(金)	施設内にある小学校や通級児の在園の動向に準じる			5月9日(土)から5月31日(日)	施設内にある小学校や通級児の在園の動向に準じる	子ども保健部	32-7039
16								電話相談は実施	子ども保健部	32-7028
17								電話相談は実施	子ども保健部	32-7028
18	子育て							電話相談は実施	子ども保健部	32-7028
19								電話相談は実施	子ども保健部	32-7028
20								電話相談は実施	子ども保健部	32-7028
21								電話相談は実施	子ども保健部	32-7028
22				既予約本の受け取りのみ可				予約本の受け取りのみ可	地域振興部	24-2919
23				既予約本の受け取りのみ可				予約本の受け取りのみ可	地域振興部	24-2919
24									生涯学習課 中央公民館	24-5111
25									生涯学習課 中央公民館	24-5111
26	学び		4月20日(月)から5月8日(金)				5月9日(土)から5月31日(日)		教育委員会	22-2523
27									地域振興部	32-2118
28									地域振興部	32-2118
29									地域振興部	32-2118
30									地域振興部	32-2118

	学び	4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の状況				5月12日(火)～5月31日(日)の開館・休館の方針				相当部	担当課	連絡先
		開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考			
31	とんぼの里		○					○		教育委員会	次世代育成課	32-2009
32	衆楽園		○					○		都市建設部	都市計画課	32-2097
33	城軍むかし町家		○					○		産業文化部	文化課	32-2121
34	箕作尻南旧宅		○					○		産業文化部	文化課	32-2121
35	作州城軍屋敷		○					○		産業文化部	歴史まちづくり推進室	32-7000
36	津山洋学資料館		○					○		産業文化部	文化課 (洋学資料館)	23-3324
37	津山郷土博物館		○					○		産業文化部	文化課 (郷土博物館)	22-4567
38	知新館		○					○		産業文化部	文化課	32-2121
39	津山弥生の里文化財センター		○					○		産業文化部	文化課 (文化財センター)	24-8413
40	歴史民俗資料館(加茂町・勝北・久米)		○					○		産業文化部	文化課 (文化財センター)	24-8413
41	まほらファーム		○					○		農林部	農業振興課	32-2079
42	津山駅観光案内所		○					○		産業文化部	観光振興課	32-2082
43	和蘭堂		○					○		産業文化部	観光振興課	32-2082
44	岡山県津山総合体育館 (体育館・柔道場・剣道場・会議室・研修室)		○					○		地域振興部	スポーツ課	24-0202
45	岡山県津山総合体育館 (トレーニングルーム)		○					○		地域振興部	スポーツ課	24-0202
46	中央公園グラウンド		○					○		地域振興部	スポーツ課	24-0202

	4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の状況				5月12日(火)～5月31日(日)の開館・休館の方針				担当課	担当部	連絡先
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考			
47		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-0202
48		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-0202
49		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-0202
50		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
51		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
52		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
53		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
54		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
55		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
56		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
57		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-3773
58		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-0202
59		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
60		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
61		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
62		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358

	4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の状況				5月12日(火)～5月31日(日)の開館・休館の方針				担当部	担当課	連絡先
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考			
63		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
64		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
65		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
66		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358
67		○				○			地域振興部	阿波出張所 地域振興課	32-7042
68		○				○			地域振興部	勝北支所 地域振興課	36-5800
69		○				○			地域振興部	勝北支所 地域振興課	36-5800
70		○				○			地域振興部	久米支所 地域振興課	57-2900
71	スポーツ	○				○			地域振興部	久米支所 地域振興課	57-2900
72		○				○			地域振興部	久米支所 地域振興課	57-2900
73		○				○			産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633
74		○				○			津山園城衛生 処理組合	津山園城衛生 処理組合	26-1352
75		○				○			地域振興部	生涯学習課 中央公民館	24-5111
76		○				○			地域振興部	生涯学習課 中央公民館	24-5111
77		○				○			地域振興部	スポーツ課	24-0202
78		○				○			教育委員会	教育総務課	32-2113

	4月18日(土)～5月11日(月)の開催・休館の状況				5月12日(火)～5月31日(日)の開催・休館の方針				担当部	担当職	連絡先
	開催	休館	期間	備考	開催	休館	期間	備考			
79	スポーツ	中学校(体育館・グラウンド・武道場)	○						教育委員会	教育総務課	32-2113
80		勤労者総合福祉センター	○						産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633
81	貸会議室	グリーンヒルズ津山リゾーションセンター	○						都市建設部	都市計画課	27-7150
82		緑水園文化体育館(大小会議室・和室)	○						津山圏域衛生 処理組合	津山圏域衛生 処理組合	26-1352
83		交通観光案内所	○						都市建設部	都市計画課	32-2097
84		にぎわい交流館	○						都市建設部	都市計画課	32-2097
85		金館(福岡・公郷・加茂中原・柳・大久保)	○						環境福祉部	生活福祉課	32-2063
86	福祉施設	久米高齢者生活福祉センター 「やすらぎの丘」の居住部門	○						環境福祉部	高齢介護課	32-2066

12 74

12 74

指定管理者制度導入施設の運用について

①利用料金制を採用している施設

施設名	指定管理者		4月18日(土)～5月11日(月)の運用状況				5月12日(火)～5月31日(日)の運用方針				担当部署
	事業者名	連絡先	開館	一部開館	休館	備考	開館	一部開館	休館	備考	
1	ふれあいサロン	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	24-3600		○				○		環境福祉部 高齢介護課
2	福祉施設 加茂町福祉センター	社会福祉法人津山市 社会福祉協議会	42-3311		○				○		環境福祉部 高齢介護課
3	阿波保健福祉センター浴室棟	一般財団法人津山市 都市整備公社	46-7111		○				○		環境福祉部 高齢介護課
4	道の駅久米の里	有限会社アグリノ米	57-7294	○	5/2～6	5/1、5/7～11は直売所の み営業、レストランは休止			○	直売所のみ営業 レストランは休止	農林部 ビジネス農林業推進室
5	津山観光センター	公益社団法人津山市 観光協会	22-3310	⊕	○	4/29～休館			○		産業文化部 観光振興課
6	観光歴史 中島病院旧本館「城西浪漫 館」	城西まちづくり協議 会	22-8688	⊕	○	4/27～休館			○	物販のみ営業 貸館及び喫茶は休止	産業文化部 歴史まちづくり推進室
7	作州民芸館	城西まちづくり協議 会	24-6690	⊕	○	4/27～休館			○	物販のみ営業 貸館及び喫茶は休止	産業文化部 歴史まちづくり推進室
8	鶴山公園	公益社団法人津山市 観光協会	22-3310		○				○		都市建設部 都市計画課
9	神楽尾公園	株式会社ガット	22-1411		○				○		都市建設部 都市計画課
10	高齢者総合福祉施設 「めぐみ荘」	一般財団法人津山市 都市整備公社	42-7330		○				○		環境福祉部 高齢介護課
11	津山市三世研修宿泊施設 「ウッディハウス加茂」	一般財団法人津山市 都市整備公社	42-4466		○				○		環境福祉部 高齢介護課
12	宿泊 キャンプ あは交流館	一般財団法人津山市 都市整備公社	46-7111		○				○		産業文化部 仕事・移住支援室
13	黒木キャンプ場	公益社団法人津山市 観光協会	42-4402		○				○		農林部 ビジネス農林業推進室
14	奥津川ラビンの里	ラビンの里管理組合	42-4551		○				○		農林部 農村整備課
15	阿波森林公園	阿波養魚組合	46-2077		○				○		農林部 農村整備課
16	音楽文化ホール・ベルフォー シ津山	津山街づくり株式会社	31-2525		○				○		農林部 森林課
17	津山市立文化展示ホール	津山街づくり株式会社	31-2525		○				○		産業文化部 文化課
18	文化交流 施設 津山文化センター	公益財団法人津山文 化振興財団	22-7111		○				○		産業文化部 文化課
19	加茂町文化センター	一般財団法人津山市 都市整備公社	42-7031		○				○		産業文化部 文化課
20	勝北文化センター	有限会社アライズ	36-7121		○				○		産業文化部 文化課
21	旧妹尾銀行林田支店	EKG合同会社	20-1682		○				○		産業文化部 文化課
22	文化交流 施設 津山市地域交流センター	津山街づくり株式会社	31-2010		○				○		産業文化部 商業・交通政策課
23	津山圏域雇用労働センター	津山広域事務組合	24-3633		○				○		産業文化部 仕事・移住支援室

指定管理者制度導入施設の運用について

①利用料金制を採用している施設

施設名	指定管理者			4月18日(土)～5月11日(月)の運用状況			5月12日(火)～5月31日(日)の運用方針			担当部署	
	施設名	事業者名	連絡先	開館	一部開館	休館	備考	開館	一部開館		休館
24	津山駅北口駐車場	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○			施設の性質上休館の必要がないため	○			都市建設部 都市計画課
25	駐車場	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○			施設の性質上休館の必要がないため	○			都市建設部 都市計画課
26	津山市城南駐車場	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○			施設の性質上休館の必要がないため	○			都市建設部 都市計画課
27	スポーツ	ミズノグループ共同企業体	27-7140			○				○	地域振興部 スポーツ課
28	久米総合文化運動公園市民プール「レインボープール」	OSKグループ	57-2311			○				○	地域振興部 久米支所地域振興課
利用料金制採用施設 合計				3	0	25	合計 28施設	3	3	22	合計 28施設

②利用料金制を採用していない施設

施設名	指定管理者			4月18日(土)～5月11日(月)の運用状況			5月12日(火)～5月31日(日)の運用方針			担当部署	
	施設名	事業者名	連絡先	開館	一部開館	休館	備考	開館	一部開館		休館
1	斎場	津山市総合斎場	つやま斎苑管理グループ	○			施設の性質上休館できないため	○			環境福祉部 環境生活課
2	福祉施設	津山市障害者福祉センター「神南備園」	社会福祉法人千寿福祉会		○		福祉サービスは継続。貸館は休止		○		環境福祉部 障害福祉課
3	観光歴史	養護老人ホーム「とぎわ園」	社会福祉法人江原恵明会	○			施設の性質上休館できないため	○			環境福祉部 高齢介護課
4	食肉処理	津山城下町歴史館	城西まちづくり協議会			○				○	産業文化部 歴史まちづくり推進室
5	公営住宅	津山市食肉処理センター	一般社団法人津山食肉処理公社	○			施設の性質上休館できないため	○			農林部 農業振興課
6	文化交流施設	津山市市営住宅	一般財団法人津山市都市整備公社	○			施設の性質上休館できないため	○			都市建設部 管理課
7	文化交流施設	津山市特定公共賃貸住宅	一般財団法人津山市都市整備公社	○			施設の性質上休館できないため	○			都市建設部 管理課
8	文化交流施設	津山市宮阿波公営住宅	一般財団法人津山市都市整備公社	○			施設の性質上休館できないため	○			都市建設部 管理課
9	文化交流施設	津山市地域づくりサポートセンター	特定非営利活動法人みんなの集善研究所			○				○	都市建設部 管理課 地域づくり推進室
利用料金制採用施設 合計				6	1	2	合計 9施設	6	1	2	合計 9施設

開館	一部開館	休館
9	4	24
指定管理者制度導入施設 総合計		
9	1	27
9	4	24
合計 37施設		
合計 37施設		